

2025年4月3日

各位

会社名 中山不動産株式会社
(コード番号 5531 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 中山 耕一
問合せ先 管理本部長 村中 智光
TEL 052-212-6072
URL <https://www.nakayamafudousan.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年4月3日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2025年4月25日開催の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業活動にあたり、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 監査役会を設置することから、監査役会に関する規定を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介、代理並びに所有、管理及び利用 (2) 不動産の活用に関する総合コンサルティング (3) 建築資材、室内装飾品の販売及びリース (4) 損害保険代理業 (5) 求職者に対する職業訓練 【新設】 (6) 前各号に附帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介、代理並びに所有、管理及び利用 (2) 不動産の活用に関する総合コンサルティング (3) 建築資材、室内装飾品の販売及びリース (4) 損害保険代理業 (5) 求職者に対する職業訓練 (6) <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u> (7) 前各号に附帯関連する一切の業務

<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第28条～第30条 【省略】</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p>第31条～第36条 【省略】</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第28条～第30条 【現行通り】</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第34条～第39条 【現行通り】</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年4月25日(金)(予定)
定款変更の効力発生日	2025年4月25日(金)(予定)

(注) 上記の内容につきましては、2025年4月25日開催予定の当社第16回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上